

第6次川島町総合振興計画の進行管理について

1 進行管理の目的

第6次川島町総合振興計画（以下、「本計画」という。）の「1 総合振興計画策定の趣旨」で掲げている「誰もがわかりやすく、実効性のある計画」に基づき、効果的・効率的にまちづくりを進めるため、計画に掲載されている施策を適切に実施するための進行管理の仕組みを構築し、計画の実現可能性を高めます。

2 本計画の特徴

町民を始め、関係者にとってわかりやすい計画となることを目指して策定した本計画は、次のような特徴（メリット・デメリット）を持っています。

- ・メリット…読みやすい、わかりやすい、まちづくりの全体像を理解できる
- ・デメリット…具体性に欠ける、取組（事業）がイメージしづらい

3 進行管理の仕組みの構築

進行管理にあたっては、本計画の基本計画で示す施策の実現に向けた具体的な事業展開を示す「実施計画」を活用します。計画期間を3年間とする実施計画を活用することで、より適時性・具体性のある進行管理を行うことを目的とします。これにより、前項で示すデメリットを補完します。

また、各課局室にて設定する組織目標に本計画の実現に向けた取組を記載し、組織目標の進行管理との連動を図ります。

①施策の進行管理

本計画に掲載された「8つの重要施策」「39の主な施策」と特に関連のある事業を「代表事業」として位置付け、該当する事業の実施計画に基づき評価や進捗確認を行うことで、施策の進行管理を行います。

また、代表事業の実施計画は、町民とともに課題を共有しながらまちづくりを進めるため、町ホームページで公表します。

②事業の進行管理

①のほか、本計画掲載施策や町政運営に関係する全ての事業の実施計画を作成し、本計画の実現可能性やまちづくりの効果を高めるための事業展開を示します。

③組織目標の進行管理

①及び②で進行管理を行う各施策や事業を各課局室の組織目標に位置付け、本計画の進行管理について組織全体で取り組みます。

4 進行管理の検証方法

本計画では、町の将来像を実現するため、基本理念に基づき「まちづくり総合目標」「4つの戦略目標」「8つの重要施策」「39の主な施策」を掲げ、それぞれに評価指標を設けています。これらの評価指標の達成状況や、関連する代表事業の進捗状況を検証することで進行管理を図ります。

【施策の関係図】



5 外部組織による進行管理の検証

上記の仕組みにより計画を推進するにあたり、政策分野ごとの有識者等で構成する「川島町総合振興計画審議会」において進行管理の状況を検証し、適切なPDCAサイクルによる進行管理を図ります。

6 進行管理のスケジュール

本計画で掲げるまちづくり総合目標や、戦略目標及び各施策に設定された評価指標を達成するためには、PDCAサイクルのスケジュール管理が必要です。

また、事業の効果的・効率的な実施のためには適切な予算編成も必須です。このことから、本計画の進行管理スケジュールを次のとおり定めます。

①町民アンケートの実施 6月

- ・まちづくり総合目標や戦略目標、各施策に掲げる評価指標の達成状況を確認するため、町民を対象にしたアンケートを実施します。

②実施計画調書の作成 7月

- ・前年度の評価指標達成状況や決算を基に、翌年度から3カ年度の実施計画調書を作成します。
- ・作成にあたっては、上述の代表事業や町長公約に基づく事業、新規・拡充事業、社会情勢等への対応により緊急で実施する事業は個別の調書を作成し、評価指標の達成状況等の詳細を記載します。
- ・そのほか、本計画掲載施策に関係する全ての事業の実施方針について、総括表に記載します。

③実施計画調書のヒアリング 8月

- ・本計画の実現可能性を高める事業が計画されているか、また、事業の評価が適切に行われているかという視点に基づき、各課局室の実施計画調書を政策推進課がヒアリングにより検証します。
- ・ヒアリングを通じて実施計画の精度を高め、より実効性のある内容にブラッシュアップします。

④実施計画の三役査定 10月

- ・実施計画の内容について町長、副町長、教育長の三役が査定を行い、翌年度から3カ年度の事業展開や公表される代表事業の内容について庁内合意を形成します。
- ・査定結果に基づき、各課局室にて翌年度以降の事業設計を進めます。

⑤総合振興計画審議会による検証 11月

- ・④で庁内合意が形成された代表事業について、評価指標の達成状況や本計画の実現に向けた事業展開を検証します。

⑥当初予算編成 11月～

- ・④で示された査定結果を基に、本計画の実現に向けた詳細の事業設計による当初予算編成作業を行います。財政担当によるヒアリングや三役査定を通

じ、本計画に掲載した施策の具現化を図ります。

⑦代表事業の議会説明・公表 12月

- ・④で庁内合意が形成された代表事業について町議会に説明します。
- ・その後、町民との協働によるまちづくりを推進するため、町ホームページにて代表事業の実施計画を公表します。これにより、本計画の実現に向けた具体的な事業展開について町民と共有します。

⑧期末面談における政策課題の調整 2月

- ・国及び県の動向や本計画の進捗状況を踏まえ、人事評価制度の期末面談にて副町長及び各課局室長が翌年度以降の政策課題を調整します。調整にあたっては、所管分野の政策課題や⑦で実施する町民アンケート結果を基に協議します。
- ・調整結果を次項で示す各課局室の組織目標に反映し、政策課題の効果的・効率的な達成を図ります。

⑨組織目標の設定 3月

- ・⑧で設定された政策課題を組織目標に反映し、組織全体で本計画の実現を図ります。
- ・組織目標の設定後、職員個々の個人目標に落とし込み、「目標連鎖」により、的確に同じ方向性をもって本計画の実現を図ります。

【進行管理のスケジュール】

